長期履修制度のご案内

国際協力研究科 保健学研究科(保健学専攻、看護学専攻、臨床心理学専攻)

標準修業年限を超えて計画的な履修を立てることができます。 この制度を利用することにより、標準的な修業年限で修了できず、結果的に留年 する場合と比べて 経済的な負担を軽減することができます。

出願

次のいずれかに該当し、当該課程の標準修業年限を超えて計画的に教育課程を 履修し修了することを希望した者。

- (1) 職業を有する者
- (2) 出産・育児を行う必要がある者。育児とは、申請者が未就学の子を養育している場合をいう。
- (3)長期介護を行う必要がある者。
- (4)身体の障害又は疾病を有している者。
- (5) その他長期履修学生として履修が必要と認められる者。

長期履修を認めることのできる期間

- 博士前期課程にあっては最長4年

- 博士後期課程にあっては最長6年

※在学年限が延長されるわけではありません。

	標準修業年限	長期履修期間	在学年限
博士前期課程	2年	3 年· 4 年	4 年
博士後期課程	3年	4 年· 5 年· 6 年	6年

留意事項

・長期履修制度を申請するにあたっては、申請前に希望する指導教員とよく相談し、履修計画を立て てください。入学後の変更は原則認めません。 申請

▶ 長期履修を希望する者は、所定の期日までに次の書類を提出

- (1)長期履修学生申請書(所定様式)
- (2) その他申請資格に該当することを証明する書類(任意様式)

(証明書例)

職業を有する者	在職証明書
出産・育児の場合	母子手帳(写)又は住民票(写)
介護の場合	介護保険被保険者証(写)、要介護認定書(写)、 障害者手帳(写)、その他要介護者(等)を証明する書類
障害又は疾病を有する者	障害者手帳(写)、医師の診断書等

申請書類の提出期限

長期履修を希望する者は、杏林大学大学院入学試験の<u>出願資格確認期間中</u>に、出願資格確認書類と] 共に提出してください。

授業料は標準修業年限の授業料の総額のまま!

長期履修許可年限で除した額が1年間の学費となります。(支払いは半期ごと)

※退学する場合、在学期間に応じて規定する授業料との差額を退学時までに納入

お問い合わせ

KYDRIN

5林大学大学院

保健学研究科・国際協力研究科

教務課(国際協力研究科)E-maill: kenkyuc@ks.kyorin-u.ac.jp教務課(保健学研究科)E-maill: kenkyuh@ks.kyorin-u.ac.jp

[井の頭キャンパス] 〒181-8612 東京都三鷹市下連雀 5-4-1

TEL:0422-47-8000(代)